

中国税務速報

2026 年 6 月 16 日

一、「中華人民共和国国務院令第 839 号」中華人民共和国鉱物資源法实施条例

本条例は、新たに改正された『鉱物資源法』の円滑かつ確実な執行を確保することを目的とし、鉱業権管理、鉱山生態修復、資源備蓄・緊急時対応に係る諸制度を具体化することで、国家の鉱物資源の総合的な保護を強化し、環境配慮型の高水準の鉱業発展を推進する。

1. 鉱業権管理制度の全面的充実：鉱業権の設定、譲渡（払い下げ）、更新、移転に関する手続きを明確化し、石油・天然ガスといった戦略鉱物につき、権利の更新回数の追加を可能とするなど、柔軟な運用規定を新設する。
2. 鉱物探査・採掘及びグリーン鉱山基準に関する要件の詳細化：採掘許可申請手続きを整備すると同時に、鉱業用地確保のための支援体制を強化する。さらに、鉱区生態修復計画と修復基金積立制度を初めて全面的に具体的に規定し、鉱物資源の総合活用と生態環境保全の両立を実現する。
3. 戦略資源備蓄体制と厳罰規定の整備：行政当局の管理責任と企業の遵守義務の両面から、戦略鉱物の製品備蓄、生産能力備蓄、鉱山産地備蓄に係るルールを詳細に規定し、戦略鉱物関連の違法行為に対し、法令が定める範囲内で上限に近い加重処分を科す旨を明確に定める。

出典：「中華人民共和国国務院令第 839 号 中華人民共和国鉱物資源法实施条例」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100010/c5250264/content.html>

二、「人力資源社会保障部など 5 部委令第 56 号」定年超過労働者基本權益保障暫定規定

本規定は、定年超過労働者の權益保障に関する制度上の空白を埋め、「シルバー・エコノミー」における雇用秩序を整備するとともに、高齢化が進行する状況の下、高年齢労働者の基本的權益を守るための枠組みを構築することを目的とする。

1. 基本權益保障の下限基準を規定：定年超過労働者の賃金を当地の最低賃金を下回らない水準に定め、時間外労働時間を厳しく制限し、制度面から労災保険を全面的に適用する仕組みを導入する。
2. 職業上の安全衛生管理を強化：企業または事業主に対し、定年超過労働者の身体的状況に応じ、業務負荷を適切に配分し、定期的に高齢者向け安全衛生教育を実施する義務を課す。
3. 法令適用範囲と監督権限の境界を明確化：定年延長期間の労働関係には「労働契約法」を直接適用する旨を明記。定年超過後の再雇用については本暫定規定に詳細に規制する。

出典：「人力資源社会保障部など 5 部委令第 56 号 定年超過労働者基本權益保障暫定規定」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5249960/content.html>

三.「商消費発『2026』74号」 出国時免税措置の強化・最適化を通じた訪中消費拡大に関する通知

本通知は、出国時増値税（増値税は日本の消費税に相当）還付手続のデジタル化及び利便性向上に係る改革を推進し、外国人旅行者の買い物の際の利便性を大幅に改善することを目的とする。

1. 少額還付申告に係る抜取検査制度を新設：1 万元以下の還付申告書について、1 件ごとの全数審査を廃止し、無作為抜取検査に運用を切り替えることで、税関における外国人旅行者の待機時間を大幅に短縮する。
2. 手続きのペーパーレス化を実現：税関と免税事業者間のオンライン・データ連携を全面的に導入し、一貫した電子手続により出国時増値税還付業務全体の処理効率を高める。
3. 地域間相互承認及び期間規制の緩和・整備：「購入時即時還付」の出国猶予期間を一律 28 日に延長するとともに、複数地域の税関において相互に手続きを受け付けられるようにし、広域観光消費の動線を円滑にする。

出典：「商消費発『2026』74号」 出国時免税措置の強化・最適化を通じた訪中消費拡大に関する通知

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5249785/content.html>

四.「国家税務総局公示 2026 年第 11 号」石油製品小売分野における「取引時の即時発票発行」の全面導入に関する国家税務総局の公示

国家税務総局は 2026 年 6 月 8 日、全国の石油製品小売業界に対し、取引時の即時発票発行を全面導入する旨の公示を発出した。本告示は発出日を施行日とする。

1. 石油製品小売りを営むガソリン・スタンドは、石油製品の販売取引成立後、取引データに基づき税務当局が提供する楽企プラットフォームを利用し、購入者に対し全件の電子発票を即時に発行しなければならない。
2. 各ガソリン・スタンドは自社情報システムの改修体制に応じ、「楽企単独利用方式」または「楽企連携利用方式」の 2 種類のうちいずれか一方を、取引時の即時発票発行の実装手段として適宜選定するものとする。
3. ガソリン・スタンドが石油製品販売代金を受領する際は、下記の規定に従い、取引時の即時発票発行を実施する。
 - 1) 第三者決済プラットフォーム経由で代金を回収する場合、取引成立後、楽企プラットフォームを通じて速やかに発票を発行する。
 - 2) オンライン・プラットフォーム経由で代金を回収する場合、取引成立後、楽企プラットフォームを通じて速やかに発票を発行する。
 - 3) 給油カード（実物カードとバーチャル・カードを含む）で決済する場合、楽企プラットフォームより発票を発行する。購入者はチャージ時に非課税一般発票を取得するか、給油時に一般発票または増値税専用発票を取得するかを選択可能とする。
 - 4) 現金、掛売り、法人振込その他の支払手段により石油製品を販売し代金を回収する場合、実際の取引データに基づき楽企プラットフォームから発票を発行する。

4. 各石油製品小売ガソリン・スタンドは 2026 年 11 月 1 日までに、取引時の即時発票発行の運用体制を整備し完了させなければならない。

出典：「国家税務総局公示 2026 年第 11 号」石油製品小売分野における「取引時即時発票」の全面導入に関する国家税務総局の公示」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5250347/content.html>